

平成31年度農業法人経営安定化ハンズオン支援業務に関する企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「農業法人経営安定化ハンズオン支援モデル事業」に関する業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

- (1) 業務名 農業法人経営安定化ハンズオン支援業務
- (2) 委託期間 契約締結日から平成32年3月24日まで
- (3) 事業目的及び業務内容
別記1「農業法人経営安定化ハンズオン支援業務仕様書」のとおり

2 事業費（委託上限額）

金19,592,280円（税率8%で算出した消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税及び消費税並びに地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けた者を除く。）。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けた者を除く。）。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと。
- (7) 当該業務を円滑に履行できる体制が整備できること。

4 スケジュール（予定を含む。）

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 平成31年3月26日（火） |
| (2) 質問受付期限 | 平成31年4月5日（金） |
| (3) 企画提案書の提出期限 | 平成31年4月22日（月） |
| (4) 企画提案書の選考 | 平成31年4月25日（木） |
| (5) 選考結果の通知 | 平成31年4月26日（金） |
| (6) 契約締結及び業務開始 | 平成31年5月中旬 |

5 応募手続

(1) 企画提案事項

企画提案書に記載する事項は、別記2「農業法人経営安定化ハンズオン支援業務に係る企画提案依頼書」のとおりとする。

(2) 企画提案書の提出

- イ 提出期限 平成31年4月22日(月)午後5時まで(必着)
- ロ 提出方法 郵送又は持参
- ハ 提出先 宮城県農政部農業振興課普及支援班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1
宮城県庁行政庁舎10階(北側)

(3) 提出書類及び部数

- イ 提出書類
 - (イ) 企画提案参加申込書(様式第1号)
 - (ロ) 企画提案書(様式第2号又は任意様式(A4片面))
 - (ハ) 業務経費見積書(様式第3号)
 - (ニ) 企画提案応募条件に係る宣誓書(様式第4号)
 - (ホ) 会社概要(既存の資料で可)
- ロ 提出部数
8部(正本1部, 写し7部)

(4) 質問の受付及び回答

本事業に関する質問については、以下のとおり受け付ける(口頭及び電話による照会には応じない)。

- イ 受付期限 平成31年4月5日(金)午後5時まで
- ロ 提出先 宮城県農林水産部農業振興課普及支援班
- ハ 提出方法
質問書(様式第5号)を用いて、電子メールで提出すること。
電子メールアドレス gbfs@pref.miyagi.lg.jp

ニ 回 答

質問に対する回答は、農業振興課ホームページに掲載する。

なお、質問及び回答が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、電子メールで当該質問者のみに回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

(5) その他

- イ 提出された書類は、原則として、返却しない。また、提出後の差し替え、変更及び取り消しは一切認めない。
- ロ 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

6 業務委託候補者の選定

(1) 選考方法

県が設置する選定委員会において、プレゼンテーションの手法により応募各者に説明を求めた上で、提出書類を審査し、評価点の平均が6割以上で最も優れていると判断された企画提案者を業務委託候補者として選定する。

また、企画提案者が1者の場合であっても審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、業務委託候補者として選定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合は、再度、企画提案を募集するものとする。

(2) 企画提案内容の説明会（プレゼンテーション）

イ 開催日 平成31年4月25日（木）※時間は追ってお知らせします。

ロ 開催場所 自治会館201会議室（仙台市青葉区上杉1丁目2-3）

ハ 内容 企画提案者による企画提案内容の説明及び質疑応答

ニ 留意事項

(イ) プレゼンテーションへの出席者は、事業者毎にそれぞれ3名以内とする。

(ロ) 1事業者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション及び選考委員のとの質疑応答を合わせて30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）とし、県が後日指定する時間割により事業者毎に個別に行う。

(ハ) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

(ニ) プロジェクター等の使用を希望する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。

(3) 審査基準

審査項目	審査の視点
①業務運営体制	本業務を円滑に進めることができる運営体制となっているか。
②ハンズオン支援体制	プロジェクトマネージャー及び専任プロデューサーは、適任者を必要な人数確保できる見込があるか。
③ハンズオン支援手法	提案された支援手法は、十分な支援効果が期待できる内容であるか。
④総合評価	過去の支援業務実績やアピールポイント、業務経費見積額などを総合的に評価して、本業務の実施についての信頼性が見込まれるか。

(4) 選定結果の発表

選定結果については、後日、プレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に文書で通知するとともに、企画提案者の名称や評価点等を公表する。また、公表に当たっては、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

(1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合。

(2) 本募集要領等の規定に従っていない場合。

(3) 6に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合。

(4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。

(5) 企画提案に関する手続きの公正な執行を妨げた場合。

(6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合。

8 その他必要な事項

- (1) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、県は本公募型プロポーザル方式による本事業の実施を延期又は取りやめることがある。
- (2) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者間で協議の上、決定する。また、県との間で本業務の委託契約が成立した場合、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。
- (3) 提出された企画提案書は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。